介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の流れ

この流れ図は基本的なパターンを示しています。 **〇共通 ●要支援者 ☆事業対象者**

	この流れ四は墨本町なれた。ことか	CCCCCCC CX	•
業務の流れ	地域包括支援センター (以下「センター」と略す。)	一部業務委託の場合は 指定居宅介護支援事業者が行う (以下、「居宅」と略す。)	サービス事業者
O. 連絡票による情報提 供	認定結果の連絡票 様式1	●担当している利用者が更新・変更申請で新たに「要支援1・2・非該当(自立)」の認定結果を受けた場合は、利用者に同意を得た上で、連絡票に必要事項を記入しセンターへ連絡する。 FAX利用可。	
O. 基本チェックリスト の実施	☆利用者本人へ制度説明の上、対面にて 基本チェックリストを聞き取る。 ☆判定結果の説明を行う。	○要支援相当の方で、基本チェックリストの相談を 受けた場合は、利用者に同意を得た上で、センター への連絡と居所の地域を担当するセンターを案内 する。	
	☆ (事業対象者に該当した場合) 介護保険 課に①基本チェックリスト②被保険者証 ③介護予防ケアマネジメント依頼届出書 を送付。保険者が最終判定を行う旨説明 する。		
	☆利用申込者に預り証・基本チェックリスト (本人控)を渡す。		
	☆事業対象者と印字された被保険者証が 本人宛に届くこと、届き次第、センター への連絡を促す。	☆本人から、被保険者証が届いたと連絡を受けた場合 は、センターへ連絡する。	
-	〇被保険者証を確認する。		
1. 利用申込の受付	●利用申込者に預り証を渡す。		
	●利用申込者に介護予防サービス計画作成 依頼届出書への必要事項の記入を求め、 被保険者証とともに神戸市へ送付する。		
	〇利用申込者にサービス利用契約書と重要 事項説明書を交付、説明し同意を得る。		
	●次回申請に備え、申請代行依頼書に同 意署名をいただいておくとよい。		
2. 契約の締結	○利用者の希望する居宅が受託可能かどう		
	かを確認する。 ○委託契約書にて居宅と契約締結 *なお契約期間内は同一の事業 成時の再契約は不要。	i 吉する。 者間で2人目の介護予防ケアブラン作	
3. 利用者基本情報の作成と主治医意見書等 の入手	●センター名を赤スタンプで押印した認定 調査票(写)および主治医意見書(写) を居宅に渡す。	認定調査票 主治医意見書 (写) * 赤スタンプ	
	☆センター名を赤スタンプで押印した基本 チェックリスト (センター控) (写)を 居宅に渡す。	又は 基本チェックリスト (等) * 赤スタンブ	
	利用者基本情報(原本)	●認定調査票(写) および主治医意見書(写) の 内容を確認する。 ☆基本チェックリスト(写)の内容を確認する。	
	○必要な場合、利用者基本情報に追加記入	〇利用者基本情報を作成する。 (ただし、新規申請代行をセンターが実施している	
	する。 利用者の同意署名は不要。 (利用者との契約時に個人情報使用への 同意を得ているため。)	場合、または事業対象者の場合は、センターが 作成する。) センターへ利用者基本情報(原本)を渡す。	
	利用者基本情報(写)を居宅に渡す。	利用者基本情報(写)	
4. アセスメントの実施 介護予防ケアブラン 原案の作成	アセスメントシート(原本) 介護予防ケアブラン(原案)	○アセスメントシートを用いて、アセスメントを実施 した後、利用者と調整し、合意した結果に基づき、 介護予防サービス・支援計画表(以下、「介護予防 ケアブラン」という。)原案を作成しアセスメント シートと一緒にセンターに渡す。	
5. 介護予防ケアプラン 原案の承認	○アセスメントシート及び介護予防ケアプラン (原案) が適切に作成されているか、内容が妥当かどうかについて確認する。○ケアマネジメント類型を確認する。	・・アセスメントシート(原本) ・・介護予防ケアブラン(原素) センター職員確認日と確認者的入り	
	〇介護予防ケアプラン(原案)のセンター 名欄に確認日を記入し確認者は押印する。 ※センターは受取次第確認し、居宅へ返却。		
	•		

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の流れ

この流れ図は基本的なパターンを示しています。 **〇共通 ●要支援者 ☆事業対象者**

業務の流れ	地域包括支援センター (以下「センター」と略す。)	一部業務委託の場合は 指定居宅介護支援事業者が行う (以下、「居宅」と略す。)	サービス事業者
6. サービス担当者会議 の開催	〇サービス担当者会議に適時参加する。	○サービス担当者会議の開催等により、専門的意見を聴取する。 (目標を共有し、役割分担を確認する。) ○介護予防ケアブランについて、利用者やサービス事業者との共通理解を図り、サービス利用頻度や内容等を決定する。 ○介護予防ケアブランに、必要な修正を加え計画を最終的に決定する。 <介護予防サービス・支援経過記録記入>	○サービス担当者会議に参加する。 ○専門的見地から、意見を述べる。 ○介護予防ケアブランについて共 通理解の上、サービス利用頻度 や内容等を決定する。
7. 介護予防ケアプラン の説明・同意		〇介護予防ケアブランの内容を利用者及び家族に説明 、同意を得る。 (利用者の署名が必要。自署の場合⑩の省略可)	
8. アセスメントシート 及び介護予防ケアプ ランの提出	・アセスメントシート(写) ・介護予防ケアプラン(原本) 利用者のサイン人以 センター競員確認日と確認者印入以 センター競員を記してもらい、センターに保管する。	○介護予防ケアプランの複写を必要分行う。 センターへ(原本)を渡す。 ○アセスメントシートの1から2回目は(写)をセンターに渡す。 ※アセスメントシートを3回目まで記入した後は、シート(原本)をセンターに渡し、(写)を保管する。 ○介護予防ケアプラン(写)を保管する。 ○利用者及びサービス担当者等に介護予防ケアプラン(写)を渡す。 「介護予防ケアプラン(写) 利用者のサイン人以 センー職員確返日と確認者印入以	〇介護予防ケアプラン(写)を 保管する。
9. 週間計画表または サービス利用票・別 表(予定)を利用者 へ渡す		○各サービス事業者からの連絡を基にサービス利用票・別表(予定)を作成する。 ○月額定額サービスのみを利用の場合、利用者に渡す様式は、週間計画表でも可能とする。 (初回とサービス変更時でよい。) ○月額定額サービス以外を利用の場合、利用票・別表 (予定)を利用者に毎月渡す。	○事前アセスメント 介護予防ケアブランやサービス 担当者会議の結果を踏まえ、サービス提供実施前にアセスメントを行い、必要なサービスにおいては「個別サービス計画」を立てる。 ○「個別サービス計画」について居宅に連絡する。
10. サービス利用票・別 表(予定)をセンター へ提出する	サービス利用票・別表(予定) (利用者確認印不要)	〇センターヘサービス利用票・別表(予定) (利用者確認印不要)を送付する。 ・月額定額のサービスのみ利用の場合は、初回と サービス変更時のみの送付でよい。 毎月の送付は不要。 ・月額定額サービス以外を利用の場合、利用票・別表 (予定)をセンターに毎月送付する。	
1 1 . サービス提供票の送 付		〇サービス提供票をサービス提供事業者に送付する。 サービス提供票	
1 2. 介護予防サービスの 利用		〇サービス利用開始後、利用者及びサービス事業者 にサービス利用状況を確認・調整する。 <介護予防サービス・支援経過記録記入>	○サービスの実施 個別サービス計画に基づき、 サービス提供を行う。必要に 応じて、個別サービス計画を 見直し変更が生じた場合は 居宅へ連絡する。 ○モニタリング・報告 サービス実施後、その実施 状況をモともにその結果を居宅 に報告する。
13. モニタリング	(例) 開 2 3 4 5 評	〇毎月モニタリング [※] を実施する。 少なくとも、サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回、及びサービスの評価月は、利用者の居宅を訪問し面接をできる。 訪問しない月は、サービス事業所での面接や電話によりモニタリングを実施する。 状況の変化があった場合についても、必ず利用者宅を訪問して面接を行う。 ※ケアマネジメント類型により異なる。 〈介護予防サービス・支援経過記録記入〉	

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の流れ

この流れ図は基本的なパターンを示しています。 ○共通 ●要支援者 ☆事業対象者

業務の流れ	地域包括支援センター (以下「センター」と略す。)	一部業務委託の場合は 指定居宅介護支援事業者が行う (以下、「居宅」と略す。)	サービス事業者
14. サービス提供票(実 績入り)の提出		サービス提供票 (実積入り) (原本) おおむね翌月2日まで	〇サービス提供票(実績入り) を作成し、居宅へ渡す。
15. サービス利用票・別 表(実績入り)の提 出	サービス利用票・別表 (実績入り) 型月5日まで	〇サービス提供票(実績入り)をもとにサービス利用 票・別表(実績入り)を作成し、1部を保管し1部を センターへ送付する。	
16. 給付管理	〇毎月10日までに給付管理票を作成し 国保連に提出する。	〇委託料請求書か請求明細書の (原本)	模式3-1 模式3-2
17. 委託料請求	○委託料請求書と請求明細書の原本を 保管する。 必要時、委任状(原本)を保管する。	をセンターに渡し(写)を保管する。 ○委託契約書の契約印と委託料の請求印を別にする - 時は、委任状(原本)をセンターへ提出し(写)を保管する。	様式4 (必要時のみ) 様式2
18. 評価と介護予防支援 経過記録の提出	介護予防サービス・支援辞価表(原本) 介護予防サービス・支援経過記録(写)	○介護予防ケアブラン終了毎に(おおむね6か月から 1年に1回)、計画の達成状況について評価を行い、 介護予防支援・サービス評価表に記入してセンター へ渡す。 ○介護予防サービス・支援経過記録(写)をセンター へ渡し、(原本)を保管する。	〇サービス提供事業者評価 連絡票を使用して報告 してもよい。 事業者独自の既存の様式が ある場合、それを使用して もよい。
	○介護予防サービス・支援評価表の内容について確認し、確認日と確認者の氏名を記入する。必要な場合のみ意見欄に意見を記入し、(原本)を保管し(写)を居宅へ渡す。 ○介護予防サービス・支援経過記録(写)を保管する。	介護予防サービス・支援評価表 (写) センター職員氏名と確認日入り 〇介護予防サービス・支援評価表(写)を保管する。	
19. 利用者、サービス提 供事業者との日常の 連絡・調整		○随時対応し、介護予防ケアプランの変更がある場合など、必要に応じてセンターに報告する。 (特に短期集中通所サービスの利用希望があった場合) ●変更申請等を行う場合は必ずセンターへ連絡する。	
20. 更新申請代行	●原則センターが神戸市へ認定申請書の 提出をする。	●認定申請書への記入(本人署名含む)及び センターへの提出に協力してください。 ●利用者の希望や変更申請等で居宅が申請代行を した場合はセンターへお知らせください。	
21. 委託契約による介護 季防支援業務・介護 予防ケアマネジメン ト終了時	〇居宅より別紙「介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント帳票早見表」のとおり、 帳票類を回収する。	○別紙「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 帳票早見表」のとおり、センターへ以下の帳票類 を返記する。 ・認定意見書(写)*赤スタンプ付 ・主治医意見書(写)*赤スタンプ付 ・基本チェックリスト(写)*赤スタンプ付 ・基本チェックリスト(写)*赤スタンプ付 ・利用者基本情報(写) ・アセスメントシート(原本) ・介達予防サービス・支援経過記録(原本) ・サービス提供票(実績入り)(原本) ・サービス提供票(実績入り)(原本) ・サービス提供票(実績入り)(原本) ・アセスメントプラン(写) ・介護予防サービス・支援評価表(写) ・介護予防サービス・支援評価表(写) ・健康 状態確認シート(写) ・介健東 後見書(写) ・サービス提供票(予定) ・週間計画表	

(留意点) 介護予防福祉用具貸与の例外規定に関する文書 (市の確認通知等) がある場合は、介護予防サービス・支援経過記録 (写) の提出と合わせてセンターは 例外規定に関する文書の (写) を受理し居宅は (原本) を保管する。委託契約による介護予防支援業務の終了時に (原本) をセンターへ渡す。